

省エネ基準適合義務対象建築物に係る 完了検査マニュアル

平成30年2月版

編集：日本建築行政会議

企画・発行：(一社)住宅性能評価・表示協会

編集協力：国土交通省住宅局 建築指導課
住宅生産課

本マニュアルの編集にあたって

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」では、大規模な建築物の新築等において省エネ基準適合を義務付けるとともに、その基準適合が建築基準関係規定になりました。そのことから、工事に着手する前には所管行政庁や登録省エネ判定機関が省エネ基準への適合性判定を行います。完了検査時には建築主事や指定確認検査機関が省エネ基準に係る施工状況の検査を行う仕組みになっています。

「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査マニュアル」は、国土交通省にもご協力をいただき、建築主事や指定確認検査機関が完了検査においてご活用いただくことを目的として編集しています。

本マニュアルの編集にあたっては、完了検査の申請受付時の審査や、評価対象となる部位や設備等に応じた検査上のポイントを多く盛り込むとともに、図や写真等を用いて分かり易く表現し解説するよう配慮しています。

本マニュアルについて、今後、建築主事や指定確認検査機関の確認検査員を始め、広く建築物省エネ法に携わる関係者の皆様にご活用していただければ幸いです。

終わりに、本書の編集にあたり、一般社団法人 住宅性能評価・表示協会及び同協会の省エネ適判部会の皆様、その他多くの関係者の皆様のご協力をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

日本建築行政会議 設備部会

省エネ基準適合義務対象建築物に係る 完了検査マニュアル

目 次

■第0章 はじめに	1
1. 省エネ基準に係る完了検査	
2. 本マニュアルの目的	
3. 使用に際しての留意点	
■第1章 完了検査の手続き	2
1. 完了検査に係る手続きの流れ	
2. 受付時の申請書類の審査	
3. 建築基準関係規定（省エネ基準を含む）に適合しているかどうかの検査	
■第2章 完了検査の内容	7
1. モデル建物法を利用した場合における省エネ基準に係る完了検査の内容	
2. 各検査事項における検査のポイント	
■第3章 軽微な変更説明書の確認	33
1. ルートAの場合	
2. ルートBの場合	
3. ルートCの場合	
(参 考)	
・省エネ基準工事監理報告書	38
・参考条文	39

はじめに

完了検査の手続き

完了検査の内容

確認
軽微な変更説明書の

第0章. はじめに

1. 省エネ基準に係る完了検査

平成 29 年 4 月 1 日、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）が完全施行され、2,000 m²以上の非住宅建築物を新築等しようとする建築主は、当該建築物を建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合させることが義務付けられた（建築物省エネ法第 11 条第 1 項）。

この規定は、建築基準関係規定とみなされている（建築物省エネ法第 11 条第 2 項）ため、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）は、

- ① 建築確認時に、計画が省エネ基準に適合することを、建築物エネルギー消費性能適合判定通知書等により確認すること
- ② 完了検査時に、建築物が省エネ基準に適合することを、他の建築基準関係規定と同様に現場検査等により確認すること

が必要となった。

2. 本マニュアルの目的

本マニュアルは、このような状況のもと、建築主事や確認検査員（特に建築物エネルギー消費性能適合性判定員ではない者）が省エネ基準に係る完了検査を行う際に、活用することを想定して作成している。

3. 使用に際しての留意点

本マニュアルは、省エネ基準に係る完了検査における基本的な検査事項や検査方法を示したものである。特定行政庁や指定確認検査機関の判断において、本マニュアルに記載された現場検査の検査事項を抜粋して検査を行うことや、より詳細な検査を行うことを妨げるものではない。

第1章 完了検査の手続き

1. 完了検査に係る手続きの流れ

確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針告示」という。）において、建築主事等が行う完了検査に関する指針が定められている。この指針に則って、省エネ基準への適合義務対象建築物に係る審査及び検査の手続きの流れを図1-1に示す。

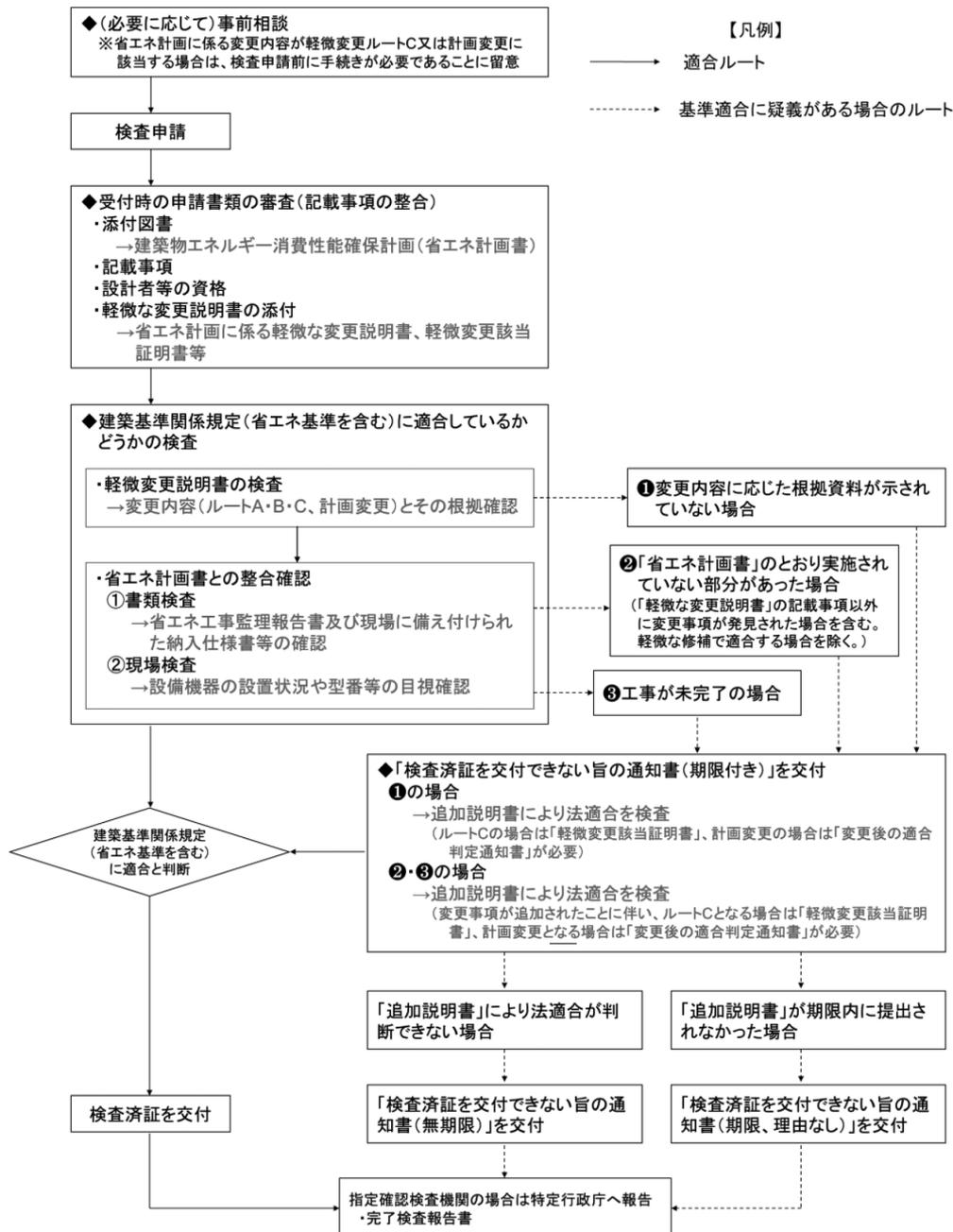


図1-1 省エネ基準に係る完了検査の流れ

2. 受付時の申請書類の審査

指針告示第3第2項では、受付時の申請書類の審査方法が規定されている。同項に規定された審査方法について、省エネ基準に適合していることを確認するための審査のポイントを次の(1)・(2)にまとめる。

(1) 完了検査申請時の図書の確認

建築物省エネ法第11条第1項が建築基準関係規定とみなされたことに伴い、建築基準法施行規則が改正され、完了検査申請書の記載事項や添付図書が追加された（建築基準法施行規則第4条第1項。同規則第4条の4の2において読み替えて準用する場合を含む。）。省エネ基準への適合義務対象建築物に係る申請図書等は下表のとおりであり、完了検査申請時には、これらの図書等が揃っていることを確認する必要がある。

表 1-1 省エネ基準に係る完了検査に係る図書等

■様式	
別記第19号様式	完了検査申請書
■添付図書等	
第四号	建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）に要した図書及び書類（計画変更の省エネ適判を受けた場合は、当該省エネ適判に要した図書及び書類を含む。）
第五号	軽微な変更説明書
第六号	特定行政庁が工事監理の状況を把握するために必要として規則で定める書類

次のア)～エ)において、それぞれの図書及び書類の確認事項を解説する。

ア) 完了検査申請書

完了検査申請書は、様式そのものは改正されていないが、省エネに関する記載事項を追加する必要がある。具体的には次の①及び②のとおり。

- ① 第二面の【4. 工事監理者】【ト. 工事と照合した設計図書】欄に、確認申請に係る設計図書のほか、省エネ適判に要した設計図書が記載されていることを確認する。
- ② 第四面の備考欄に、省エネ基準に係る工事監理の状況が記載されていること、又は、当該様式の備考欄を補足するものとして「省エネ基準工事監理報告書」（p.38 参考を参照）が添付されていることを確認する。

イ) 第四号の図書（省エネ適判に要した図書及び書類）

省エネ適判に要する図書及び書類のうち、具体的な省エネ措置等が示された図書等は、建築確認時に建築主事等に提出されていないため、完了検査時に提出を受けることが必要である。計画変更の省エネ適判を受けている場合は、変更時の省エネ適判に要した図書等

について、合わせて提出を受けることが必要である。省エネ基準への適合義務対象建築物に係る完了検査は、申請に係る建築物の工事が、これらの図書等のおりに実施されたものであるかどうかを確認することにより行われる。

なお、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）（平成29年3月15日付国住建環第215号。以下「施行通知」という。）」2.（3）①に基づき、完了検査を行う建築主事が所属する特定行政庁と省エネ適判を行う所管行政庁（完了検査を行う指定確認検査機関と省エネ適判を行う登録省エネ判定機関）が同一の場合においては、これらの図書等の提出方法について、申請者も含めた関係者間で事前に十分調整の上で、申請者に完了検査時に省エネ適判に要した図書等の提出を求めない等合理的な運用をすることは差し支えない。

また、建築物省エネ法第23条に基づく特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定など、省エネ適判のみなし規定が置かれている認定制度に基づく手続きを行った場合には、省エネ適判に要した図書等に代わり、当該認定に要した図書等の提出を受けることが必要である。

ウ) 第五号の図書（軽微な変更説明書）

直前の確認済証の交付日以降に建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「省エネ計画書」という。）に変更（建築物省エネ法施行規則第3条に規定する軽微な変更を含む。）があった場合、その内容が建築基準法施行規則第3条の2第1項に規定する軽微な変更該当することを説明した「軽微な変更説明書」が添付されていることを確認する。また併せて、完了検査申請書第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄に記載された、軽微な変更の概要についても確認する。

テナントビル等においては、店舗等の施工業者が省エネ計画書に記載のない設備機器を設置するケースが想定されるが、この場合も「軽微な変更説明書」の添付が必要となる。このため、この点について、完了検査時に申請者に注意喚起することが望ましい。なお、空気調和設備の評価で、熱源容量や効率等を「指定しない」を選択していた計画で、完了検査時に機器が設置されたとしても、熱源方式の変更がない限り、その項目に係る軽微な変更の手続きは要しない。

エ) 第六号の図書（特定行政庁が規則で定める書類）

特定行政庁が「省エネ基準工事監理報告書」又は類似の様式を「工事監理の状況を把握するために必要な書類」として規則で定めている場合は、所定の様式が添付されていることを確認する。

(2) 記載事項の整合性の確認

(1)に掲げる図書等について、記載事項が相互に整合していることを確認する。具体的には、

- ・完了検査申請書第二面に記載される工事監理者と、「省エネ基準工事監理報告書」に記載

される工事監理者との整合

- ・省エネ適判に要した図書等と軽微な変更説明書との整合 等
- について、確認を行う。

3. 建築基準関係規定（省エネ基準を含む）に適合しているかどうかの検査

指針告示第3第3項では、申請に係る建築物が、建築基準関係規定（省エネ基準を含む）に適合しているかどうかを検査するための方法が規定されている。同項に規定された検査方法について、省エネ基準への適合に係る検査のポイントを次の（1）～（2）にまとめる。

（1）軽微な変更説明書の確認

「軽微な変更説明書」に記載された変更内容が、建築基準法施行規則第3条の2第1項に規定する軽微な変更該当することを下記のとおり確認する。詳細は第3章において記載する。

- 1) 建築基準法施行規則第3条の2第1項第各号に規定する変更であることについて、例えば、建築基準法令の規定に係る変更を伴わない、省エネ基準のみに係る変更であることを確認する。
- 2) 変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな変更であることについて、省エネ計画書の変更内容に応じて、省エネ基準に適合することを証明した資料が添付されていることを確認する。

（2）省エネ適判に要した図書等との整合確認

建築主事等は、完了検査において、建築基準関係規定（省エネ基準を含む。）に適合していることを検査しなければならないが、これらについて、工事の全ての部分を悉皆的に実地検査をすることは膨大な手間と時間を要するため、事実上困難であり、かつ、合理的ではない。省エネ基準に関する検査の密度については、従来からの建築基準関係規定に関する検査の密度と同程度で実施すれば差支えなく、例えば、省エネ基準工事監理報告書及びこれを補完する資料によって、次の①及び②の手法によって検査することが、効率的であり、合理的である。

①書類検査

省エネ基準工事監理報告書及びこれを補完する資料（現場に備え付けられた納入仕様書等）を確認することにより、工事監理の状況を把握し、評価する。

工事監理の状況把握・評価にあたっては、省エネ基準工事監理報告書において、工事監理者が各報告事項について、表1-2のいずれかの手法により確認したことが示されているため、その手法に応じた検査を行うことが合理的である。

なお、建材の性能や設備の能力については、工事監理者は表1-2 Cによる納入仕様書等の確認に加え、当該納入仕様書等に記載された性能・能力が所定の規格に基づく適切なも

のであることについて、性能証明書類（JIS 製品認証書等の第三者認証書や自己適合宣言書）を製造者のホームページや各製造者のホームページのリンク集である「温熱・省エネ設備機器等ポータル（非住宅版）※」（一般社団法人 住宅性能評価・表示協会）等により確認することとされている。完了検査においては、一般的には、これらを書類検査する必要性は低いですが、工事監理の状況に応じ、場合によってはホームページ等の確認状況を確認することも考えられる。

※ URL : <http://www.hyoukakyokai.or.jp/>

表 1-2 工事監理者による確認方法

確認方法		概要
A	目視による立会確認	工事監理者が立会いし、目視で確認した場合が該当する。例えば窓のブラインドボックスの設置など目視で容易に確認できる事項が対象となる。
B	計測等による立会確認	工事監理者が立会いし、計測等を伴う方法で確認した場合が該当する。例えば断熱材の施工厚の確認などが想定される。
C	施工計画書、納入仕様書、試験成績書等による確認	個別の工事ごと作成する工事概要、体制、工程、設備・資材計画、点検方法、検査方法、安全管理方法等の計画など（施工計画書等）により確認した場合が該当する。また、設備機器等の性能について、納入仕様書や試験成績書等で確認した場合も該当する。

②現場検査

①の工事監理状況の評価に基づき、建築主事等が実施する調査の密度を決定し、検査する。検査においては、設備機器等の設置状況や型番等の目視確認を行う。

ただし、検査対象となる設備機器等の多くは、完了検査時点では既に仕上材等により隠蔽されている、又は、工場で様々な構成機器を組み立て、現場では設置のみを行うなど、完了検査の段階で目視確認をすることが困難な場合が多い。

さらに、表 2-2 のとおり、設備機器等の種類によって、省エネ性能に与える影響が異なるため、現場検査については、目視確認が可能な範囲で行うとともに、影響度合いに応じた確認の密度に差をつけることも考えられる。また、設備機器や制御機器については、動作確認等により、その省エネ性能を確認することは困難であるため、動作確認等を行う必要はない（施工関連図書の確認や目視確認により、設置状況等の確認を行えばよい）。

第2章. 完了検査の内容

1. モデル建物法を利用した場合における省エネ基準に係る完了検査の内容

省エネ基準への適合は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年12月21日経済産業省、国土交通省5号。以下「基準省令」という。）の計算方法により確認を行うことが定められており、具体的には基準省令第1条第1項第1号イ（以下「標準入力法」という。）又は基準省令第1条第1項第1号ロ（以下「モデル建物法」という。）のいずれかによる。

標準入力法はモデル建物法と比較し、省エネ適判に係る審査や完了検査が煩雑となるケースが多いため、省エネ基準適合義務対象建築物については、一般的にはモデル建物法で省エネ計算を行うことが多いと想定される。このため、本マニュアルではモデル建物法で計算を行った場合における省エネ基準に係る完了検査の概要を記載する。省エネ基準に係る完了検査の前提となるモデル建物法の入力項目の一覧を表2-1、省エネ基準工事監理報告書の報告事項及びこれに対応した検査事項の一覧は表2-2のとおり。

なお、標準入力法で計算を行った場合における省エネ基準に係る完了検査についても、モデル建物法における検査事項や検査方法を参照するなどして、本マニュアルを活用することも考えられる。

2. 各検査事項における検査のポイント

表2-2の各事項について、以下の観点で検査のポイントを記載した。

【検査対象】

各事項に関連する建材や設備機器であっても、モデル建物法では仕様を入力せず、評価の対象とならない場合（ゆえに検査の対象にもならない）があるため、その具体的内容を記載した（概要は表2-3のとおり）。なお、省エネ適判に要した設計図書において、評価対象部分／評価対象外部分を確認した上で、検査対象の判断を行うことが望ましい。

【検査事項・検査方法】

各事項について、詳細な検査事項毎に、2種類の検査方法（①施工関連図書の確認、②目視による確認）についての対応可否を記載した。

【エネルギー消費性能への影響】

各事項が省エネ性能に与える影響について、3段階で影響度合いを記載した（①大きな影響があるもの、②一定の影響があるもの、③影響が限定的であるもの）。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

検査にあたって、確認を行う対象となる各設備の型番の表示や施工関連図書の具体例を記載した。

表 2-1 モデル建物法の入力項目の一覧

区分	NO.	モデル建物法の入力項目	区分	NO.	モデル建物法の入力項目			
基本情報	C1	建物名称	換気	全体	V0	機械換気設備の評価		
	C2	省エネルギー基準地域区分			機械室	V1	機械換気設備の有無	
	C3	計算対象建物用途				V2	換気方式	
	C4	計算対象室用途(集会所等のみ)				V3	電動機出力の入力方法	
	C5	計算対象面積				V4	単位送風量あたりの電動機出力	
		V5	高効率電動機の有無					
外皮	建物形状	PAL1	階数	便所	V6	送風量制御の有無		
		PAL2	各階の階高の合計		V1	機械換気設備の有無		
		PAL3	建物の外周長さ		V2	換気方式		
		PAL4	非空調コア部の外周長さ		V3	電動機出力の入力方法		
		PAL5	非空調コア部の方位		V4	単位送風量あたりの電動機出力		
	外壁性能	PAL6	外壁面積-北	駐車場	V5	高効率電動機の有無		
		PAL7	外壁面積-東		V6	送風量制御の有無		
		PAL8	外壁面積-南		V1	機械換気設備の有無		
		PAL9	外壁面積-西		V2	換気方式		
		PAL10	屋根面積		V3	電動機出力の入力方法		
窓性能	PAL11	外気に接する床の面積	厨房	V4	単位送風量あたりの電動機出力			
	PAL12	外壁の平均熱貫流率		V5	高効率電動機の有無			
	PAL13	屋根の平均熱貫流率		V6	送風量制御の有無			
	PAL14	外気に接する床の平均熱貫流率		V7	計算対象床面積			
	PAL15	窓面積-外壁面(北)		V1	機械換気設備の有無			
	PAL16	窓面積-外壁面(東)	V2	換気方式				
	PAL17	窓面積-外壁面(南)	照明	全体	室用途毎	L1	照明設備の有無	
	PAL18	窓面積-外壁面(西)				L2	照明器具の消費電力の入力方法	
	PAL19	窓面積-屋根面				L3	照明器具の単位床面積あたりの消費電力	
	PAL20	外壁面に設置される窓の平均熱貫流率				L4	在室検知制御	
PAL21	外壁面に設置される窓の平均日射熱取得率	L5				明るさ検知制御		
PAL22	屋根面に設置される窓の平均熱貫流率	L6	タイムスケジュール制御					
PAL23	屋根面に設置される窓の平均日射熱取得率	L7	初期照度補正機能					
空調	全体	AC0	空調設備の評価	給湯	洗面・手洗い	HW0	給湯設備の評価	
		AC1	主たる熱源機種(冷房)				HW1	給湯設備の有無
	熱源	AC2	個別熱源比率(冷房)		HW2	熱源効率の入力方法		
		AC3	熱源容量(冷房)の入力方法		HW3	熱源効率(一次エネルギー換算)		
		AC4	床面積あたりの熱源容量(冷房)		HW4	配管保温仕様		
		AC5	熱源効率(冷房)の入力方法		HW5	節湯器具		
		AC6	熱源効率(冷房、一次エネルギー換算)		浴室	HW1	給湯設備の有無	
		AC7	主たる熱源機種(暖房)			HW2	熱源効率の入力方法	
		AC8	個別熱源比率(暖房)			HW3	熱源効率(一次エネルギー換算)	
		AC9	熱源容量(暖房)の入力方法			HW4	配管保温仕様	
		AC10	床面積あたりの熱源容量(暖房)			HW5	節湯器具	
		AC11	熱源効率(暖房)の入力方法		厨房	HW1	給湯設備の有無	
AC12	熱源効率(暖房、一次エネルギー換算)	HW2	熱源効率の入力方法					
外気処理	AC13	全熱交換器の有無	HW3	熱源効率(一次エネルギー換算)				
	AC14	全熱交換効率	HW4	配管保温仕様				
	AC15	自動換気切替機能	HW5	節湯器具				
搬送制御	AC16	予熱時外気取入れ停止の有無	昇降機	全体	PV1	太陽光発電設備の有無		
	AC17	二次ポンプの変流量制御				パネル毎	PV2	年間日射地域区分
	AC18	空調機の変流量制御					PV3	方位の異なるパネルの数
		PV4					太陽電池アレイシステムの容量	
		PV5					太陽電池アレイの種類	
		PV6	太陽電池アレイの設置方式					
		PV7	パネルの設置方位角					
		PV8	パネルの設置傾斜角					

表 2-2 検査事項の概要（モデル建物法）

省エネ基準工事監理報告書		検査事項の概要	エネルギー消費性能への影響
項目	報告事項		
1 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況	断熱材の種類、厚さ、施工部位	限定的
	② 窓の仕様、設置状況(ブラインドボックス、庇の設置状況を含む。)	窓(ガラス・建具)の種類・寸法・施工部位、ブラインドボックスの有無、庇の設置状況	一定の影響
2 空調設備	① 熱源機器の仕様、設置状況	熱源機種、能力(定格能力、定格消費電力、定格燃料消費量)、台数	影響大
	② 全熱交換器の仕様、設置状況	全熱交換器の全熱交換効率(冷房時、暖房時)、設計給気量・設計排気量、台数	
	③ 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況	自動換気切替機能の設置状況	
	④ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況	予熱時外気取入れ停止制御の設置状況	
	⑤ 二次ポンプの変流量制御の設置状況	二次ポンプの台数・設計流量、変流量制御の設置状況	
	⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況	空調機ファンの台数・設計風量、変風量制御の設置状況	
3 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況	「機械室」、「便所」、「厨房」、「駐車場」に設置された換気設備の換気方式、台数、送風量、電動機出力、高効率電動機への該当性	限定的
	② 送風量制御の設置状況	送風量制御の設置状況	
4 照明設備	① 照明器具の仕様、設置状況	照明器具の種別、消費電力、台数、設置場所	影響大
	② 各種制御の設置状況(在室検知制御、明るさ制御、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御)	在室検知制御、明るさ制御、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御の設置状況	
5 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況	「洗面・手洗い」、「浴室」、「厨房」に設置された給湯機器の熱源機種、能力(定格加熱能力、定格消費電力、定格燃料消費量)、台数	一部用途※を除き限定的
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況	給湯設備の主たる配管の保温仕様(管径、保温材厚さ)	
	③ 節湯器具の仕様、設置状況	「洗面・手洗い」における自動給湯栓、「浴室」における小流量吐水機構を有する水栓の設置状況	
6 昇降機	① 昇降機の仕様、設置状況	速度制御方式	限定的
7 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況	太陽電池の種類、アレイのシステム容量	影響大
		アレイ設置方法、パネルの設置方位角・設置傾斜角	一定の影響

※ ホテル、総合病院、集会所（浴場施設）や飲食店等の大量の給湯使用が想定される用途

表 2-3 仕様を入力する外皮及び設備の範囲（モデル建物法）

モデル建物の選択肢	外皮	空調	換気	照明			給湯	昇降機	太陽光
事務所	外気に接する部位 ただし地盤に接する外壁等は対象外	全て	機械室・便所・厨房・駐車場	事務室	-	-	洗面手洗い・浴室・厨房	全て	全て ただし売電のために設置される太陽光発電設備は除く
ビジネスホテル				客室	ロビー	レストラン			
シティホテル				客室	ロビー	宴会場			
総合病院				病院	診察室	待合室			
クリニック				診察室	待合室	-			
福祉施設				個室	診察室	ロビー			
大規模物販				売場	-	-			
小規模物販				売場	-	-			
学校				教室	事務室・職員室	ロビー			
幼稚園				教室	事務室・職員室	ロビー			
大学				教室	事務室・職員室	ロビー			
講堂				アリーナ	ロビー	-			
飲食店				客席	-	-			
集会所(アスレチック場)				運動室	ロビー	-			
集会所(体育館)				アリーナ	ロビー	-			
集会所(浴場施設)				浴室	ロビー	-			
集会所(映画館)				客席	ロビー	-			
集会所(図書館)				図書室	ロビー	-			
集会所(博物館)				展示室	ロビー	-			
集会所(劇場)				客席	ロビー	-			
集会所(カラオケボックス)				ボックス	-	-			
集会所(ボーリング場)				ホール	-	-			
集会所(ぱちんこ屋)				ホール	-	-			
集会所(競馬場又は競輪場)	客席	ロビー	-						
集会所(社寺)	本殿	ロビー	-						
工場				倉庫	屋外駐車・駐輪場	-			

2-1. 外皮

① 断熱材の仕様・設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、空調設備等のエネルギー消費性能に影響を及ぼすため、外皮*の断熱性能を入力する。開口部以外の外壁等の部分については、断熱材の種類・厚さが入力されるため、完了検査においては、これらが省エネ計画書どおりに施工されていることを確認する。

※ 外皮とは、建築物の外周部分の構造体、すなわち建築物の外壁、屋根、外気に接する床（ピロティ）、窓等を指す（図2-1）

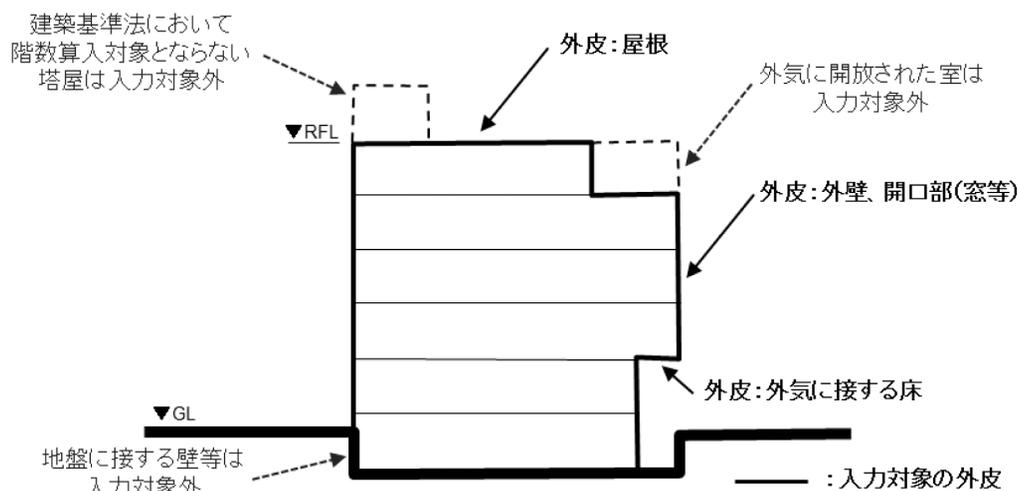


図2-1 仕様等を入力する外皮の範囲(モデル建物法)

【検査事項・検査方法】

外壁等の断熱材は通常隠蔽されていることから、目視検査が困難な場合が多い。このため検査に際しては、代表となる部位等における主要な断熱材について、施工関連図書により施工状況を確認する。

表 2-4 断熱材の仕様・設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (施工計画書、写真等)	目視
断熱材の仕様、設置状況	種類 (又は性能)	○	
	厚さ	○	
	設置状況	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

非住宅建築物において、断熱性能の変化によるエネルギー消費性能への影響は限定的である。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】



図 2-2 製品、梱包表示の例

2-1. 外皮

② 窓の仕様・設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、外皮のうち開口部については、窓等（ガラス・建具）の種類・寸法、ブラインドの有無や庇等の日除け部材の効果が入力されるため、完了検査においては、これらが省エネ計画書どおりに施工されていることを確認する。

【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの窓等（ガラス・建具）やブラインド・庇が設置されていることを、目視又は施工関連図書により確認する。

ブラインドの設置状況については、ブラインド自体の設置がなくとも、ブラインドボックス等の設置の有無を確認することで良い。

表 2-5 窓の仕様・設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入伝票、施工計画書等)	目視
窓の仕様、設置状況 (ブラインドボックス、庇の設置 状況を含む。)	ガラスの種類 (又は性能)	○	△ (ガラスラベル)
	建具・ドアの種類 (材質)	△	○
	窓・ドアの寸法	△	○
	ブラインドボックスや庇 の設置状況	△	○

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

非住宅用途の場合、特に日射遮蔽に係る措置の有無が、エネルギー消費性能に一定の影響を及ぼす。

2-2. 空気調和設備

① 熱源機器の仕様・設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、空調対象室に設置されるすべての空気調和設備の熱源機器について、性能が入力される。ただし、厨房に設置された空気調和設備や機械室等の機械換気設備を代替する冷房設備等は空気調和設備としては、評価の対象とならないため、空気調和設備としては検査の対象とはならない（機械換気設備として検査の対象となり得る）。

【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの熱源機器が設置されていることを、目視又は施工関連図書により確認する。熱源機器に設置される銘板等の表示は、必ずしも定格値ではない事もあるため、目視による確認では主に型番の確認を行うこととなる。

なお、中央方式の熱源機器等は、完了検査時には試運転調整等が未完了の場合も多いことから、省エネ基準への適合確認は機器の銘板等の目視で確認できればよく、設備機器が稼動するかどうかまで確認する必要はない。

表 2-6 熱源機器の仕様・設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
熱源機器の仕様、 設置状況	熱源機種	○	△
	能力（定格能力、定格消費 電力、定格燃料消費量）	○	△
	台数	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

熱源機器の能力（定格能力、定格消費電力）は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

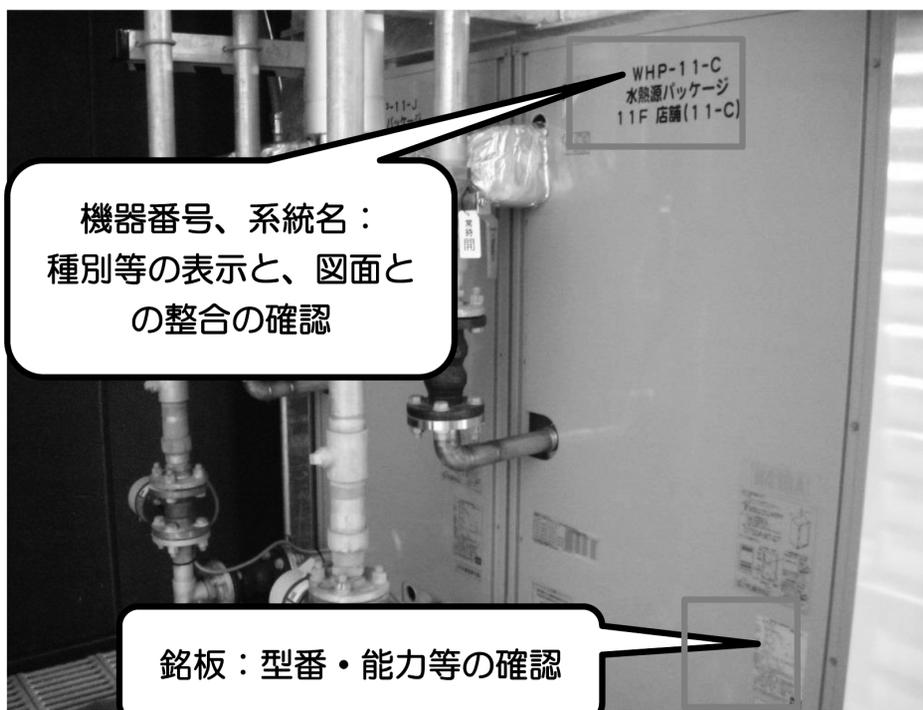


図 2-4 熱源機の型番表示の例（ウォータチリングユニット水冷式）



図 2-5 熱源機の型番表示の例（パッケージエアコン空冷式）

2-2. 空気調和設備

② 全熱交換器の仕様・設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、空調対象室に給気又は排気を行う全ての全熱交換器が評価の対象となる。

【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの全熱交換器等が設置されていることを、主に施工関連図書により確認する。完了検査時点では、仕上げ材により隠蔽されているため、目視による確認は困難と想定される。ただし、床置型の全熱交換器は、機械室等で目視による確認が可能な場合がある。

表 2-7 全熱交換器の仕様・設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
全熱交換器の仕様、設置状況	全熱交換効率(冷房時・暖房時)	○	△ (床置型)
	設計給気量・設計排気量	○	
	台数	○	△ (床置型)

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

全熱交換器の有無及びその能力(全熱交換効率)は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

【参考情報(製品表示、施工関連図書の例など)】

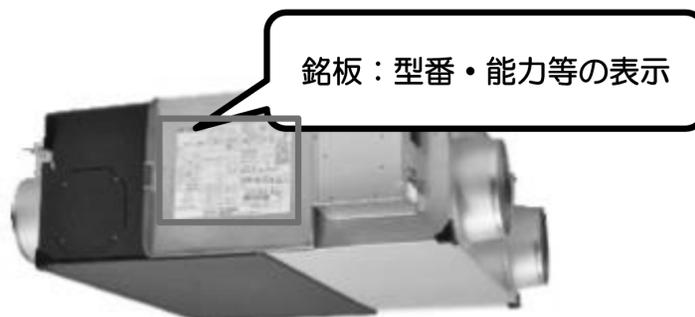


図 2-6 全熱交換器の例

2-2. 空気調和設備

③ 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、全ての空調対象室に設置される全熱交換器について、自動換気切替機能（熱交換換気と普通換気とを、外気や室内の温度・湿度から判断し自動で切替える機能をいう。切替は、全熱交換エレメントをバイパスする又はエレメントの回転停止（回転数を制御する場合を含む）をすることにより行う。）の有無が評価の対象となる。

【検査事項・検査方法】

全熱交換器の自動換気切替機能が省エネ計画書に記載されたとおり設置されているかどうかを、主に施工関連図書により確認する。当該機能の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該機能が設置されていることの確認を行う。

表 2-8 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (自動制御計装図、動作説明 図、自主検査記録書等)	目視
全熱交換器の自 動換気切替機能 の設置状況	自動換気切替機能の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

自動換気切替機能の有無は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

2-2. 空気調和設備

④ 予熱時外気取入れ停止機能の設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、全ての空調対象室に設置される給排気バランスに影響を与える給排気送風機について、予熱時外気取入れ停止機能（空調立ち上がり時に外気導入を停止して外気負荷削減を行う制御。一般的に「ウォーミングアップ制御」とも呼ばれている。）の有無が評価の対象となる。

【検査事項・検査方法】

予熱時外気取入れ停止機能が省エネ計画書に記載されたとおり設置されているかどうかを、主に施工関連図書により確認する。当該機能の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該機能が設置されていることの確認を行う。

表 2-9 予熱時外気取入れ停止機能の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (自動制御計装図、動作説明 図、自主検査記録書等)	目視
予熱時外気取入れ停止機能の設置状況	予熱時外気取入れ停止機能の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

予熱時外気取入れ停止機能の有無は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

2-2. 空気調和設備

⑤ 二次ポンプの変流量制御の設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、中央熱源方式の場合に限り、計算対象部分の二次ポンプの変流量制御（インバーター等による回転数の自動制御）の有無が評価の対象となる。当該制御の評価にあたっては、二次ポンプの台数及び設計流量を入力することが必要となるため、検査にあたっては、これらの事項も合わせて確認する。

【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載された二次ポンプが使用されていること及び当該ポンプの変流量制御の設置状況について、主に施工関連図書により確認する。変流量制御の目視による確認は困難と考えられる。なお、当該制御の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該制御が設置されていることの確認を行う。

表 2-10 二次ポンプの変流量制御の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (自動制御計装図、動作説明 図、自主検査記録書等)	目視
二次ポンプの変 流量制御の設置 状況	変流量制御の有無	○	
	二次ポンプの台数	○	○
	二次ポンプの設計流量	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

空調二次ポンプの仕様等は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼすこととなる。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】



図 2-7 空調二次ポンプの例

2-2. 空気調和設備

⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、計算対象部分の空調送風機（空調機ファン）の変風量制御（インバーター等による回転数の自動制御）の有無が評価の対象となる。当該制御の評価にあたっては、空調送風機の台数及び設計風量を入力することが必要となるため、検査にあたっては、これらの事項も合わせて確認する。

【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載された空調機ファンが使用されていること及び当該空調機ファンの変風量制御の設置状況について、主に施工関連図書により確認する。変風量制御の目視による確認は困難と考えられる。なお、当該制御の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該制御が設置されていることの確認を行う。

表 2-11 空調機ファンの変風量制御の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (自動制御計装図、動作説明 図、自主検査記録書等)	目視
空調機ファンの 変風量制御の設 置状況	変風量制御の有無	○	
	空調機ファンの台数	○	△ (床置型)
	空調機ファンの設計風量	○	△ (床置型)

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

空調機ファンの仕様等は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

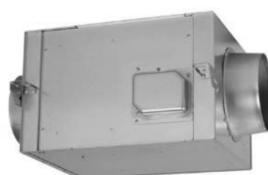


図 2-8 空調機ファンの例

2-3. 換気設備

① 機械換気設備の仕様、設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、室用途が、「機械室」、「便所」、「厨房」及び「駐車場」である室に設置される機械換気設備のみが評価の対象となる。機械換気設備とは、「主として排熱、除湿、脱臭を目的とした送風機」をいう。ただし、例外として、下記のルールが定められている。

- ・空調対象室に設置された外気導入のための送風機は、空気調和設備として扱う。
- ・厨房に設置された空気調和設備については、給気と排気の送風機動力のみを評価する（外気の給気や排気に直接かかわらない送風機は評価の対象としない。）。
- ・機械室等の機械換気設備を代替する冷房設備等については、機械換気設備として、給気と排気の送風機動力のみを評価する。
- ・单相の送風機については評価を省略してよい。

上記を踏まえ、検査対象についても評価対象となる範囲で確認を行えばよい。

【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載された機械換気設備が使用されていることについて、主に施工関連図書により確認する。一般的に機械換気設備の機器は天井内に隠蔽されることが多く、完了検査時点で目視による確認を行うことは困難である。

表 2-12 機械換気設備の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
機械換気設備の 仕様、設置状況	換気方式	○	△
	台数	○	△ (床置型)
	送風量	○	△ (床置型)
	電動機出力	○	△ (床置型)
	高効率電動機かどうか	○	
	設置する室用途	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

機械換気設備の仕様等は、対象となる室用途が建築物の大部分を占めるような場合を除き、一般的にエネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。

2-3. 換気設備

② 送風量制御の設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、評価対象となった全ての機械換気設備について、送風量制御（「CO₂濃度による送風機制御」又は「室内温度による送風機制御」）の有無を評価している。

【検査事項・検査方法】

機械換気設備の送風量制御が、省エネ計画書に記載されたとおり設置されているかどうかを、主に施工関連図書により確認する。各種制御の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該制御が設置されていることの確認を行う。

表 2-13 送風量制御の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (自動制御計装図や動作説 明図、自主検査記録書等)	目視
送風量制御の設 置状況	送風量制御の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

送風量制御の有無は、機械換気設備の仕様等と同様に、一般的にエネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。

2-4. 照明設備

① 照明器具の仕様、設置状況

【検査対象】

モデル建物法では全ての室の照明設備が評価の対象となるわけではなく、事務所モデルであれば「事務室」、ビジネスホテルモデルであれば「客室、ロビー、レストラン」など、選択したモデル建物用途に応じて対象室用途が限定されている（表 2-3 参照）。このため、検査対象についても評価対象となる範囲で確認を行えばよい。

【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの照明器具が設置されていることを、施工関連図書により確認する。また、室用途については、目視により確認を行う。照明器具の消費電力や台数は、目視による確認が可能であるが、省エネ計画において多数の種類照明器具が設置されている場合、施工関連図書による確認が合理的である。

表 2-14 照明器具の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
照明器具の仕様、 設置状況	照明器具の種別(照明器具 名称・ランプ名称)	○	△
	消費電力	○	△
	台数	○	△
	設置する室用途	△	○

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

照明器具の仕様等は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

【その他の留意点】

テナントビル等において、店舗等の施工業者が省エネ計画書に記載のない照明器具を設置するケースも想定されるため、完了検査申請に際しては、完了検査時点における設置照明器具の設置状況について申請者に十分な確認を行うことが必要である。

2-4. 照明設備

② 各種制御の設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、照明設備の制御として「在室検知制御」、「明るさ検知制御」、「タイムスケジュール制御」、「初期照度補正機能」について評価している。

【検査事項・検査方法】

照明器具の各種制御が省エネ計画書に記載されたとおり設置されているかどうかを、主に施工関連図書により確認する。各種制御の動作確認については、完了検査時点で実施することは困難であるため、当該制御が設置されていることの確認を行う。

表 2-15 照明設備の各種制御の設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書、自主検査記録 書等)	目視
各種制御の設置 状況	在室検知制御の有無	○	△
	明るさ検知制御の有無	○	△
	タイムスケジュール制御 の有無	○	
	初期照度補正機能の有無	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

照明器具の各種制御は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】



図 2-9 明るさ検知制御のセンサーの例

2-5. 給湯設備

① 熱源機器の仕様、設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、給湯用途が「洗面・手洗い」、「浴室」及び「厨房」である給湯設備を評価の対象としている。ただし、モデル建物として、集会所モデル（映画館、図書館、博物館、劇場、カラオケボックス、ボーリング場、ぱちんこ屋、競馬場又は競輪場、社寺）を選択した場合は、「浴室」用途のための給湯設備は評価対象外とされている（表 2-3 参照）。このため、検査対象についても評価対象となる範囲で確認を行えばよい。

【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの給湯熱源機器が設置されていることを、目視又は施工関連図書により確認する。給湯用途については、目視により容易に確認を行うことができる。一方で、給湯熱源機器の各能力については、機器の銘盤で容易に確認できる場合を除き、目視による確認は困難である。

表 2-16 給湯熱源機器の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
給湯熱源機器の 仕様、設置状況	給湯用途	△	○
	定格加熱能力	○	△
	定格消費電力（定格燃料消費量）	○	△
	台数	○	○

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

給湯熱源機器の仕様等は、ホテル、総合病院、集会所（浴場施設）や飲食店等の大量の給湯使用が想定される用途を除き、エネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。

2-5. 給湯設備

② 給湯配管の保温の仕様、設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、給湯設備の「主たる配管（バルブ・フランジを含む）」の配管保温仕様が評価の対象となる。配管保温仕様は、管径に応じた保温材の厚さが定められている*ため、検査においては、これらの項目を確認する。

※自動水栓一体型電気温水器（元止め式）に付属する専用樹脂配管（数 10cm 程度のものに限る）については、保温材が無い場合でも一定の保温仕様（保温仕様 2 又は 3）として評価される

【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの給湯配管の保温仕様となっていることを、施工関連図書により確認する。保温仕様を目視により確認することは、保温材の外装や施工場所が隠蔽されることにより困難であると考えられる。

表 2-17 給湯配管の保温の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (施工計画書等)	目視
給湯配管の保温 の仕様、設置状況	主たる配管の保温仕様（管 径、保温材厚さ）	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

給湯配管の保温仕様は、給湯設備に係る熱源機器の仕様と同様に、一部の用途を除きエネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】



図 2-10 配管保温材の施工

表 2-18 配管保温材仕様（モデル建物法）

選択肢	定義
裸管	下記以外
保温仕様2 または3	<ul style="list-style-type: none"> • 保温仕様2：配管保温仕様が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 管径 50mm 未満：保温材厚さ 20mm 以上 ➢ 管径 50mm 以上 125mm 未満：保温材厚さ 25mm 以上 ➢ 管径 125mm 以上：保温材厚さ 30mm 以上 • 保温仕様3：配管保温仕様が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 管径 125mm 未満：保温材厚さ 20mm 以上 ➢ 管径 125mm 以上：保温材厚さ 25mm 以上
保温仕様1	<ul style="list-style-type: none"> • 配管保温仕様が以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 管径 40mm 未満：保温材厚さ 30mm 以上 ➢ 管径 40mm 以上 125mm 未満：保温材厚さ 40mm 以上 ➢ 管径 125mm 以上：保温材厚さ 50mm 以上

2-5. 給湯設備

③ 節湯器具の仕様、設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、給湯用途が「洗面・手洗い」の場合には「自動給湯栓」、給湯用途が「浴室」の場合には「節湯B1（小流量吐水機構）」の節湯器具が評価の対象となる。これらに該当しない節湯器具が設置されていた場合、省エネ計算上は評価されないため、検査の対象にはならない。

【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの節湯器具が設置されていることを、施工関連図書により確認する。目視による確認は困難と考えられる。

表 2-19 節湯器具の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書等)	目視
節湯器具の仕様、 設置状況	節湯器具仕様（自動給湯 栓）	○	○
	節湯器具仕様（節湯B1）	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

節湯器具の仕様は、給湯設備に係る熱源機器の仕様と同様に、一部の用途を除きエネルギー消費性能に及ぼす影響は限定的である。

2-6. 昇降機

① 昇降機の仕様、設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、計算対象部分に設置される全ての昇降機の種類が評価の対象となる（下記の評価対象外となる昇降機を除く。）。

- a) 巻胴式、油圧式、リニアモーター式等の種々の駆動方式のエレベータ
- b) 小荷物専用昇降機や荷物用エレベータ、自動車用エレベータ、自転車等の運搬を目的としたエレベータ等、荷物の運搬を目的とした昇降機
- c) 工場等の生産エリアにおいて、物品の製造や運搬のために専用で利用する人荷用エレベータ
- d) エスカレーター
- e) いす式階段昇降機、段差解消機

【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの速度制御方式を有する昇降機が設置されていることを、施工関連図書（エレベータ工事完了検査試験成績表等）により確認する。目視による確認は困難と考えられる。

表 2-20 昇降機の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書、エレベータ工 事完了検査試験成績表等)	目視
昇降機の仕様、設 置状況	速度制御方式	○	

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

昇降機の速度制御方式の変化によるエネルギー消費性能への影響は極めて限定的である。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

様		〔報告者〕住所 _____ 氏名 _____						
ロープ式エレベーター工事完了検査試験成績表								
建 物 名			検 査 年 月 日	年 月 日				
設 置 場 所	地名地番表示			検 査 官	様			
用 途 ・ 号 機	用	号機	確 認 年 月 日	年 月 日	立 会 者			
確 認 検 査 機 関 名				確 認 番 号	第 _____ 号			
製 造 番 号			製 造 者 名					
仕 様								
型式適合認定番号			型式適合認定年月日	年 月 日	電 源	3 φ AC	V	Hz
積 載 量	kg (定員 名)	巻上機の位置		電 動 機		kW		A
定 格 速 度	m/min	綱 車 (D)	mmφ	D/d	緩 衝 器	か ご	ばね・油入・緩衝材	
運 転 操 作 方 式	吊り車・返し車・そらせ車		mmφ			お も り	ばね・油入・緩衝材	
制 御 方 式	可変電圧可変周波数制御(インバータ制御)・その他(_____)				電力回生	有 ・ 無		
昇 降 行 程	mm	主 索	1 : 1	mm φ	本	非 常 止 め 装 置	か ご	早 ぎ き ・ 次 第 ぎ き
出 入 口	正面	階 ~ 階	箇所				2 : 1	床 合 せ 補 正 装 置
	背面	階 ~ 階	箇所	ガイド	か ご	車 い す 用	有 ・ 無	
出 入 口 寸 法	幅	高さ	mm	レール	お も り		有 ・ 無	

図 2-11 エレベーター工事完了検査試験成績表

2-7. 太陽光発電設備

① 太陽光発電の仕様、設置状況

【検査対象】

モデル建物法では、計算対象部分に設置されるすべての太陽光発電設備が評価の対象となる。ただし、発電した電力を少しでも売電する場合は、当該太陽光発電設備は評価の対象とはならない。このため、検査対象についても評価対象となる範囲で確認を行えばよい。

【検査事項・検査方法】

省エネ計画書に記載されたとおりの太陽光発電の仕様（太陽電池の種類、アレイのシステム容量）となっていることを、施工関連図書により確認する。仕様については、目視による確認は困難と考えられる。

設置状況は目視による確認が可能と考えられる。

表 2-21 太陽光発電の仕様、設置状況の検査事項・検査方法

報告事項 (省エネ基準工事監理 報告書における事項)	検査事項	検査方法	
		施工関連図書 (納入仕様書、施工計画書 等)	目視
太陽光発電の仕様	太陽電池の種類	○	
	アレイのシステム容量	○	
太陽光発電の設置状況	アレイ設置方式	○	○
	パネル設置方位角	○	△
	パネル設置傾斜角	○	△

凡例 ○：対応可能、△：場合によっては可能、空欄：対応困難

【エネルギー消費性能への影響】

太陽光発電設備の仕様は、エネルギー消費性能に大きな影響を及ぼす。

太陽光発電設備の設置状況は、エネルギー消費性能に一定の影響を及ぼす。

【参考情報（製品表示、施工関連図書の例など）】

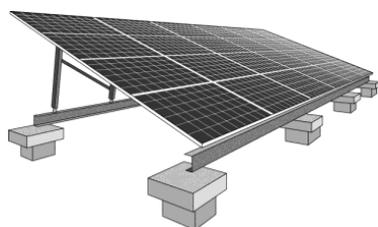
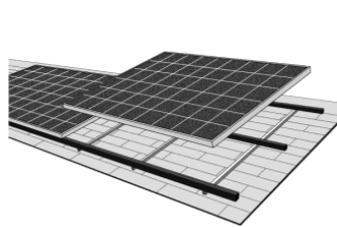


図 2-12 アレイ設置方式（架台設置形のイメージ）



（屋根置き形のイメージ）

第3章 軽微な変更説明書の確認

第1章3.(1)に記載のとおり、「軽微な変更説明書」に記載された変更内容が、建築基準法施行規則第3条の2第1項に規定する軽微な変更該当することを確認する。具体的には、施行通知2.(1)④のとおり、1)及び2)について確認する。

- 1) 建築基準法施行規則第3条の2第1項第各号に規定する変更について、例えば、建築基準法令の規定に係る変更を伴わない、省エネ基準のみに係る変更であることを確認する。
- 2) 変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな変更について、省エネ計画書の変更内容に応じて、省エネ基準に適合することを証明した書類(表3-1)が添付されていることを確認する。

表3-1 変更内容に応じた証明書類

変更内容		証明書類
建築物省エネ法施行規則第3条に規定する軽微な変更	ルートA	建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更 —
	ルートB	一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 —
	ルートC	再計算によって基準適合が明らかな変更 軽微変更 該当証明書
上記の軽微な変更に応じない変更		上記に該当しない根本的な計画の変更 変更後の計画に係る適合判定通知書

本章では、各ルートにおける軽微な変更説明書の確認のポイントを記載する。なお、軽微な変更説明書には決められた様式が存在しないが、任意の様式として、「建築物省エネ法に係る適合義務(適合性判定)・届出マニュアル」等に記載された「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」が使用されることを想定して確認のポイントを記載している。

1. ルートAの場合

ルートAに該当する軽微な変更は、設置する設備機器等の省エネ性能の向上など、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更が該当する。省エネ計画書に係る軽微な変更説明書を確認する場合には、第一面（4）のA欄を確認した上で、第二面にチェックされた変更内容と添付図書の内容を確認する。

(1) 建築物の名称	㈱●●本社新築工事
(2) 建築物の所在地	東京都千代田区●●1-1-1
(3) 省エネ適合性判定等年月日・番号	000-00-2017-0-0-00000
(4) 変更の内容	<input checked="" type="checkbox"/> A 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更
(5) 備考	

図 3-1 省エネ軽微変更説明書第一面の記載例（ルートA）

【A 省エネ性能が向上する変更】

<ul style="list-style-type: none"> 変更内容は、以下の口に「✓」した事項が該当する <input type="checkbox"/> ① 建築物の高さもしくは外周長の減少 <input type="checkbox"/> ② 外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更（制御方法等の変更を含む） <input type="checkbox"/> ④ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設 <input type="checkbox"/> その他（ ）
<ul style="list-style-type: none"> 上記の「✓」について変更内容に係る概要の記載欄 事務室空調熱源機（CH-2）のCOP変更（2.5→3.0）
<ul style="list-style-type: none"> 添付図書等 機器表

図 3-2 省エネ軽微変更説明書第二面の記載例

なお、ルートAは、エネルギー消費性能が向上する変更があった場合のみが該当する。省エネ基準に影響のない項目の変更については、ルートAとして変更内容を説明する必要はない。

2. ルートBの場合

ルートBに該当する軽微な変更は、一定以上のエネルギー消費性能を有する（変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し10%以上少ない）建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更が該当する。省エネ計画書に係る軽微な変更説明書を確認する場合には、第一面（4）のB欄を確認した上で、第三面に記載された変更内容と添付図書の内容とを確認する。

なお、「一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更」は、次に掲げるとおり、設備機器の種類ごとに条件が定められており、この条件の範囲内であれば複数種類の設備機器で変更する場合もルートBに該当する。また、モデル建物法において複数用途集計をしている場合には、複数用途集計後の建築物全体が一定以上のエネルギー消費性能を有しており、かつ、モデル建物ごとに「一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更」に該当することを確認する。

一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

【空気調和設備】

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

- （イ）外壁の平均熱貫流率の5%を超えない増加であって、窓の平均熱貫流率の5%を超えない増加
- （ロ）熱源機器の平均効率の10%を超えない低下

【機械換気設備】

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

- （イ）送風機の電動機出力の10%を超えない増加
- （ロ）一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の5%を超えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。）

【照明設備】

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の10%を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

【給湯設備】

一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率の10%を超えない低下に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

【太陽光発電設備】

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能

が低下しない変更。

(イ) 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少

(ロ) パネルの方位角の30度を超えない変更であって、傾斜角の10度を超えない変更

「一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更」に該当することを示す書類としては、モデル建物法入力支援ツールの入力シート等が提出されることが想定される。この場合の確認手順を以下に示す。

【モデル建物法入力支援ツールの入力シートの確認手順】

- ① モデル建物法入力支援ツールの入力シート（入力確認のシート）において、ルートBに関連する項目が着色表示され、変更前と変更後の数値及び変更前後の変化率が表示されるため、これがルートBの変更の範囲内であることを確認する。例えば、空気調和設備の変更に係るルートBの判断であれば、「(イ) 又は (ロ) のいずれかに該当する場合」が該当し、「(イ) 及び (ロ) の両方に該当する場合」はルートBに該当しないため注意すること。
- ② 着色表示されていない項目について、変更がないこと又はエネルギー消費性能が低下しない変更であることを確認する。もし、着色表示されていない項目にエネルギー消費性能が低下する変更があれば、ルートBには該当せずルートCとなる。逆に着色表示されていない項目にエネルギー消費性能が向上する変更が同時にあった場合、ルートAに関する第二面のチェックとその変更内容に係る添付図書を確認する。

モデル建物法：画面上の入力項目の確認機能

入力値を算出する
(インター ネットに接続します)

※ このボタンを押すと、このファイル内の各シートに記載された内容に従って、「入力値(自動計算)」欄に各項目の計算結果が自動的に入力されます。
この機能は、モデル建物法入力支援ツールのAPIを利用しているため、お使いのパソコンやインターネットの設定によっては、正常に動作しない場合があります。
Webプログラムにシートをアップロードする際のチェックや、軽微な変更に該当するかどうかのチェックにご利用ください。

区分	NO.	モデル建物法の入力項目	入力値 (自動計算)	軽微な変更のチェック		(備考)入力シートとの関係	
				※ 計画変更前の入力 (過去の結果を手作業でコピー)	※ 変更の有無		
基本情報	C1	建物名称	〇〇事務所	〇〇事務所	-	様式A①	
	C2	省エネルギー基準地帯区分	6	6	-	様式A①	
	C3	計算対象建物用途	事務所	事務所	-	様式A①	
	C4	計算対象用途(集合所等のみ)			-	様式A①	
	C5	計算対象面積	10000	10000	-	様式A①	
外皮	建物形状	PAL1	階数	7	7	-	様式A①
		PAL2	各階の階高の合計	30	30	-	様式A①
		PAL3	建物の外周長さ	150	150	-	様式A①
		PAL4	非空調コア部の外周長さ	20	20	-	様式A①
		PAL5	非空調コア部の方位	東	東	-	様式A①
	外壁性能	PAL6	外壁面積-北	350	350	-	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
		PAL7	外壁面積-東	636.8	636.8	-	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
		PAL8	外壁面積-南	446.8	446.8	-	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
		PAL9	外壁面積-西	486.8	486.8	-	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
		PAL10	屋根面積	1000	1000	-	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
		PAL11	外気に接する床の面積	0	0	-	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
		PAL12	外壁の平均熱貫流率	1.08	1.03	4.85%	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
		PAL13	屋根の平均熱貫流率	0.5	0.49	2.0%	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
		PAL14	外気に接する床の平均熱貫流率	0	0	-	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
窓性能	PAL15	窓面積-外壁面(北)	450	450	-	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	
	PAL16	窓面積-外壁面(東)	203.2	203.2	-	様式B3①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	
空調	全体	AC0	空気調和設備の評価	ビル用マルチ	ビル用マルチ	-	様式C1①
		AC1	主たる熱源機種(冷房)	パッケージエアコンディショナ	パッケージエアコンディショナ	-	様式C1①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
		AC2	個別熱源比率(冷房)	100	100	-	様式C1①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
		AC6	熱源効率(冷房、一次エネルギー換算)	2.8	3.21	-12.7%	様式C1①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
	熱源						

図 3-3 入力確認シートのイメージ

- ③ 入力シート（各設備機器等の様式）等により、変更前・変更後の数値の根拠を確認する。さらに、必要に応じて、モデル建物法入力支援ツールによる計算結果出力等により根拠を確認することも考えられる。

3. ルートCの場合

ルートCに該当する軽微な変更は、ルートA又はルートBに該当せず、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、省エネ基準に適合することが明らかな変更（次の①～③までのいずれかに該当する場合を除く。）が該当する。

- ①建築物の用途の変更
- ②計算方法（モデル建物法／標準入力法）の変更
- ③モデル建物法を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物（モデル建物）の変更

省エネ計画書に係る軽微な変更説明書を確認する場合には、第一面（4）のC欄を確認した上で、所管行政庁又は登録省エネ判定機関が交付する「軽微変更該当証明書」により、変更後の計画が省エネ基準に適合することが明らかな変更該当することを確認する。

(1) 建築物の名称	(株)●●本社新築工事
(2) 建築物の所在地	東京都千代田区●●1-1-1
(3) 省エネ適合性判定等年月日・番号	000-00-2017-0-0-00000
(4) 変更の内容	<input type="checkbox"/> A 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 <input checked="" type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更
(5) 備考	軽微変更該当証明書（平成29年●月●日取得）を別紙として添付

図3-4 省エネ軽微変更説明書第一面の記載例（ルートC）

■省エネ基準工事監理報告書

※ 特定行政庁が規則で定める様式がある場合には、当該様式を使用すること。

任意様式

省エネ基準工事監理報告書

様 平成 年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者 印

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷地の地名地番	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項 目	報 告 事 項	照会を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空気調和設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

1. 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照会を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照会を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会い確認 B: 計測による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

■参考条文

○建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（抄）

（完了検査申請書の様式）

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

- 一 当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認に要した図書及び書類を含む。第四条の八第一項第一号並びに第四条の十六第一項及び第二項において同じ。）
- 二 法第七条の五の適用を受けようとする場合にあつては屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真（特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）
- 三 都市緑地法第四十三条第一項の認定を受けた場合にあつては当該認定に係る認定書の写し
- 四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項の規定が適用される場合にあつては、同法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同条第二項の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含み、次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする。）
 - イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十三条第一項の規定による認定に要した図書及び書類
 - ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第二号に掲げる場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第三十一条第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）
 - ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第三号に掲げる場合 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第一項又は同法第五十四条第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第十一条第一項又は同法第五十五条第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）
- 五 直前の確認又は中間検査を受けた日以降において申請に係る計画について第三条の二に該当する軽微な変更が生じた場合にあつては、当該変更の内容を記載した書類
- 六 その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するため特に必要があると認めて規則で定める書類
- 七 代理者によつて検査の申請を行う場合にあつては、委任状

2 法第七条第一項の規定による申請を当該申請に係る建築物の直前の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第四条の八第二項並びに第四条の十六第一項及び第二項において「直前の確認」という。）を受けた建築主事に対して行う場合の完了検査申請書にあつては、前項第一号に掲げる図書及び書類の添付を要しない。

第四条の四の二 第四条の規定は、法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。第四条の五の二第一項及び第四条の七第三項第二号において同じ。）の規定による検査の申請について準用する。この場合において、第四条第二項中「建築主事」とあるのは「指定確認検査機関」と読み替えるものとする。

○確認審査等に関する指針（平成19年6月20日付国土交通省告示第835号）（抄）

第3 完了検査に関する指針

法第七条第四項、法第七条の二第一項及び法第十八条第十七項（これらの規定を法第八十七条の二並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査（以下「完了検査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）若しくは法第七条の二第一項の規定による完了検査の申請書の提出又は法第十八条第十六項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第四条第一項（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は通知書並びにこれに添えた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 （略）

三 施行規則別記第十九号様式による申請書の第三面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第三面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合にあつては、施行規則第四条第一項第五号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下第3において「軽微な変更説明書」という。）が添えられていることを確かめること。

3 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第3において「申請等に係る建築物等」という）が、建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 軽微な変更説明書が添えられている場合にあつては、当該書類の内容が施行規則第三条の二に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当するかどうかを確かめること。

二 施行規則別記第十九号様式による申請書の第四面又は施行規則別記第四十二号の十三様式による通知書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第四条第一項第二号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する写真及び施行規則第四条第一項第六号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）の書類による検査並びに目視、簡易な計測機器等による測定又は建築物の部分の動作確認その他の方法により、申請等に係る建築物等の工事が、施行規則第四条第一項第一号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）及び施行規則第四条第一項第四号（施行規則第四条の四の二又は施行規則第八条の二第十三項において準用する場合を含む。）に規定する図書及び書類（次項第三号において「確認等に要した図書」という。）のとおり実施されたものであるかどうかを確かめること。

4 前二項の規定によるほか、完了検査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを認めるときは、当該建築物等に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に法第七条第五項、法第七条の二第五項又は法第十八条第十八項（これらの規定を法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に規定する検査済証を交付すること。

二 第二項の審査及び前項の検査において、申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しないことを認めるときは、施行規則第四条の三の二（施行規則第八条の二第十五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は施行規則第四条の五の二の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（次号において「検査済証を交付できない旨の通知書」という。）を交付すること。

三 第二項の審査及び前項の検査において、軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しないとき、申請等に係る建築物

等の工事が確認等に要した図書及び書類のとおりを実施されたものであるかどうかを確かめることができないときその他申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、施行規則第四条の三の二又は施行規則第四条の五の二の規定に基づき、申請者等に検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、検査済証を交付できない旨の通知書の備考欄に次に掲げる事項を記載するとともに、申請者等に対して相当の期限を定めて申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合することを説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として第二項の規定による審査又は前項の規定による検査を行うこと。

- イ 追加説明書の提出を求める旨
- ロ 追加説明書の提出期限

平成 30 年 2 月 5 日 初版第一版発行

編集 日本建築行政会議

企画・発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂1-15

神楽坂1丁目ビル6階

E-mail : tekihan@hyoukakyoukai.or.jp

URL : <https://www.hyoukakyoukai.or.jp/>

編集協力 国土交通省住宅局 建築指導課

住宅生産課
